令和５年２月２日判決言渡　同日原本交付　裁判所書記官

令和４年（行コ）第４３号　公有地無償貸与取消請求控訴事件

（原審・津地方裁判所　令和４年（行ウ）第３号）

口頭弁論終結日　令和４年１２月１６日

判　　決

三重県鈴鹿市白子本町２０－１３

控　訴　人　佐　倉　邁

三重県鈴鹿市寺家一丁目２４－２５

控　訴　人　内　田　信　也

三重県鈴鹿市岸岡町２８７４－１

控　訴　人　橋　詰　圭　一

津市広明町１３番地

被　控　訴　人　三　重　県

同代表者兼処分行政庁　三重県知事　一見勝之

同訴訟代理人弁護士　楠井嘉行

同　西澤博

同　赤木邦男

同　小林明子

同　中川かおり

同　田中友康

同　山田瞳

同　飯田真也

同　後藤哲史

同　岡浩喜

同　小森宏秋

同　　登斗平宏公
同　　壮雅淳政利修太郎
同　　野原島浦井川
同　　河栗千三三古林辻嵯峨幸哲拓喜二朗
同
同
同

原審が、本件訴えは、行政事件訴訟法１４条１項（出訴期間）に違反するとして訴えを却下したところ、控訴人らがこれを不服として控訴した。

２　関係法令、前提事実、争点及び当事者の主張

次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」第２の２ないし４に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1)　原判決６頁１行目から３行目までを次のとおり改める。

「エ　変更前の本件処分を行ったのは、鈴木英敬前三重県知事であったことから、本件団体は、新たに選出された三重県知事（一見勝之知事）に対し、本件施設の建設問題について、令和３年１２月１６日付けで面談を要請し、令和４年１月１３日付けで再度面談要請した。三重県知事は、本件団体に対し、本件施設問題は公益上有益な施設であると考えており、許可にあたっては、自然環境に配慮した条件を付していることなどを、同月１８日付け書面で回答した。（甲１０、１１）。」

(2)　原判決７頁８行目及び９行目を次のとおり改める。

「　控訴人らが令和４年２月１４日に本件訴えを提起することになったのは、一見勝之新三重県知事に、本件施設の建設は違法であり、直ちに本件許可処分及び本件使用料免除を取り消すよう申し入れたのに、三重県知事が、回答期限である同月４日までに回答しなかった（前提事実(6)オ）からである。」

第３　当裁判所の判断

当裁判所も、本件訴えは、出訴期間を徒過しており不適法と判断する。その理由は、原判決１０頁２行目から７行目までを次のとおり改めるほか、原判決「事実及び理由」第３の１及び２に記載のとおりであるから、これを引用する。

「(行政事件訴訟法１４条１項ただし書)。

この点、控訴人らは、本件施設の建設は違法で、直ちに本件許可処分及び本件使用料免除を取り消すよう申し入れ、令和４年２月４日まで三重県知事の回答を待ったので、本件訴訟の提起が同月１４日になったことには正当理由があ

る旨主張する。

しかし、上記申し入れや回答期限の設定は、いずれも控訴人らの判断で行ったものである。変更前の本件許可処分については、平成３年８月３日付けの地元新聞で既に報道されていたのであるから、その後、三重県知事が交代したことや、控訴人らのその余の種々の主張を踏まえても、本件訴えの提起が変更前の本件許可処分を知ってから６箇月を徒過したことにつき、控訴人らに正当理由があったとは認められない。

したがって、その余の控訴人らの種々の主張を踏まえても、出訴期間を徒過した本件訴えは、不適法と判断するよりほかない。なお、裁判長の訴状審査は、原告適格などを審査するものではなく、訴えの適法性については判決により判断されるものである。」

第４　結論

よって、本件訴えを不適法却下した原判決は相当であり、本件控訴に理由はないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第４部

裁判官　　真　　田　　尚　　美

裁判官　　飯　　塚　　隆　　彦

裁判長裁判官永野圧彦は、差支えのため署名押印できない。

裁判官　　真　　田　　尚　　美